

原規規発第 2004012 号
令和 2 年 4 月 1 日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所長 殿

原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

令和 2 年度 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の規定による実施計画の遵守状況の検査（実施計画検査）について、原子力規制委員会は別紙のとおり実施することといたしましたので、お知らせいたします。

(別紙)

原規規発第 2004012 号

令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年度 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所
における実施計画検査の実施について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の規定による実施計画の遵守状況の検査（実施計画検査）について、別添のとおり実施することとする。

(別添)

令和2年度 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画

令和2年4月1日
安全規制管理官（核セキュリティ担当）
安全規制管理官（専門検査担当）
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1. 検査種別

- 施設定期検査
- 保安検査
- 核物質防護検査

2. 検査実施場所

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び本社
並びにメーカー工場及び事業所

3. 検査実施時期

通年（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

4. 検査担当職員

- 施設定期検査・・・専門検査部門職員
- 保安検査・・・・・・福島第一原子力規制事務所職員、
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室職員他
- 核物質防護検査・・・核セキュリティ部門職員

5. 検査項目

令和2年度に実施する各検査の検査項目は、「令和2年度東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針」を基に、以下のとおりとする。なお、検査に当たっては、フリーアクセス等を活用し効果的に実施する。

- 施設定期検査
 - ・実施計画において認可され供用を開始した施設のうち、供用期間中に求められる機能を担う機器について、実施計画に定めている要求される機能を発揮できる状態であるかを検査する。
 - 特に、検査の着眼点を踏まえ抽出した以下の施設等については重点項目とし、可能な限り事業者が実施する検査への立会による検査を実施する。

①汚染水処理設備等（滞留水移送ポンプの移送機能）

- ②使用済燃料プールからの燃料取り出し設備（3号機燃料取扱機の燃料保持機能）
- ③使用済燃料乾式キャスク仮保管設備（エリア放射線モニタの監視機能）
- ④サブドレン他水処理施設（サブドレンピットの地下水の移送機能）
- ⑤大型機器除染設備（加工室内の負圧維持機能）

➤ 保安検査

①廃炉プロジェクトマネジメント

- ・令和2年4月1日付けで福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編が行われ、プロジェクト体制の強化及び品質管理体制の強化がなされたことから、これらの業務の実施状況、品質管理体制等を確認していく。

②火災対策

- ・建屋内火災防止の観点から消火設備の復旧、重要設備の火災防護対策、初期消火要員体制・消火訓練等の実施状況について確認していく。

③放射線管理

- ・管理対象区域内での飲料水摂取事案、車両内喫煙事案、放射性物質による内部被ばく事案等の放射線管理に係る不適合が頻発していることから、放射線管理の実施状況を確認していく。

④燃料管理

- ・3号機使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し及び6号機の新燃料の除染・搬出等の実施状況を確認していく。

⑤放射性廃棄物管理

- ・ストロンチウム未処理水等の液体放射性廃棄物の処理状況や1/2号共用排気筒の解体工事、汚染土一時保管施設等の固体放射性廃棄物の保管状況を中心に、放射性廃棄物の管理の実施状況を確認していく。

⑥その他の保安活動

- ・上記以外の保安活動の実施状況についても、今後の廃炉作業の進捗やトラブルの発生状況等を踏まえ、必要に応じて確認していく。

➤ 核物質防護検査

①個人の信頼性確認制度

- ・平成29年11月に運用を開始した個人の信頼性確認制度について、引き続きその運用状況を確認する。

②核物質防護訓練

- ・核物質防護訓練における初動対応について、情報収集事態及び警戒事態相当の判断、避難指示等の措置、原子力規制庁及び治安機関との情報共有等に関する練度向上の状況を確認する。

③防護措置の定期的な評価・改善

- ・防護措置の定期的な評価・改善が経営層の適切な関与及び核物質防護管理者の統一的な管理の下に行われているか、PDCAサイクルが実質的に機能しているかといった観点から取組状況を確認する。

④その他の防護措置

- ・上記以外の防護措置の実施状況についても、これまでの検査の結果や施設の状況等を踏まえ、必要に応じて確認していく。

以 上